

熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例の概要

平成 24 年 3 月

環境立県推進課・環境保全課

1 熊本県地下水保全条例の沿革

①昭和 53 年 12 月「熊本県地下水条例」制定

・地下水は「県民の生活に欠くことのできない重要な資源」として、指定地域における一定規模以上の地下水採取の届出制等を規定。

②平成 2 年 10 月「熊本県地下水質保全条例」制定

・全国基準の 10 倍厳しい排水基準を規定。

③平成 12 年 6 月、2 つの条例を一本化し「熊本県地下水保全条例」制定

・地下水は「地域共有の貴重な資源」として、全県的に大口地下水採取の届出・採取量報告を義務付け。

2 条例改正の背景（地下水の現状・課題）

①高い地下水依存度

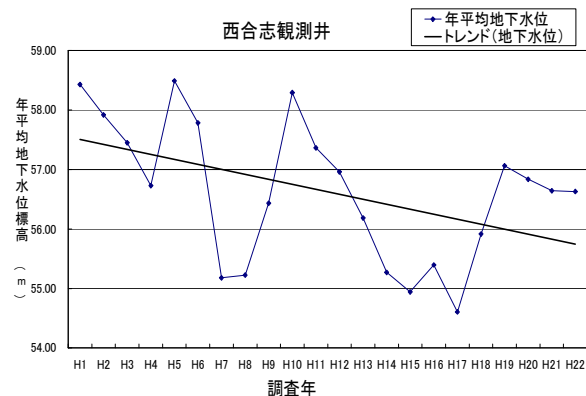
本県は、生活用水の 8 割（全国平均 2 割）、工業用水の 4 割（全国平均 3 割）は地下水を水源としており、特に熊本地域（11 市町村、人口約 100 万人）においては、生活用水のほぼ 100% を地下水に依存し、現状ではこれに代わる水源はない。

②地下水の水量の課題

地下水の採取量は全県的に減少傾向にあるが、地下水の水位は、熊本地域で長期的な低下傾向を示している。

市街地の進展や宅地の造成等により、水田、畑地等の「涵養域」が減少し、地下水涵養量が減少しているのがその主な要因と考えられる。涵養量と地下水採取量とのバランスがとれず、地下水収支の赤字状態が続けば、地下水水位はさらに下がり続けるものと考えられ、地下水収支の改善が課題となっている。

■熊本地域台地部の地下水水位の変化



③地下水の水質の課題

全国各地で見られている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が、県内各地で散見される。県では関係市町村や関係機関と連携して削減対策を講じているが、明らかな改善傾向は見られていない状況。

④世界的な水資源確保の重要性の高まり

世界人口の増加（2010 年 69 億人→2025 年予測 80 億人）、新興国の生活の高質化による水需要の拡大とともに、地球温暖化による降水量の年度間変動の拡大といった課題が顕在化する中で、質の良い水資源を求める動きが日本国内でも予想される。

3 条例改正の必要性

- ①現行条例では、地下水の採取は届出制であり、実質的に自由に採取できる。
⇒ 地下水は「公共水」との認識に立って、管理強化策が必要
- ②現行条例では、節水及び水利用の合理化、地下水涵養対策への取組みは努力義務であり、水量保全のための実行を求める具体的な手段が十分ではない。
⇒ 地下水量の減少を未然に防止する具体策と協働による推進策が必要
- ③現行条例では、事業場からの特定化学物質による汚染について厳しく規制しているが、硝酸性窒素汚染等の対策については規定がない。
⇒ 地下水質の悪化を未然に防止する具体策と協働による推進策が必要

4 条例改正の主な内容

第1章 総則

新設＝条を新たに加えること
追加＝条文の中に項・号を加えること
追記＝条文の中に記述を加えること

(1) 地下水の「公共水」としての位置づけ等

追記・新設

- ・ 条例の目的に、県民が地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図る旨を追記。
- ・ 基本理念の規定を新設し、地下水が水の循環の一部をなし、県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は「公共水」とあるとの認識に立ち、事業者、県及び県民が連携・協働して地下水保全に取り組むこととする。

(2) 県・市町村・事業者の協働による取組み

新設

- ・ 県は、市町村、事業者等と連携・協働して、地下水の保全対策を推進する必要があると認められる地域の地下水保全対策に総合的に取り組むための計画を策定し、当該計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとする。

第2章 地下水の水質の保全

(1) 対象化学物質の使用の抑制等

新設

- ・ 対象化学物質を業として使用する者は、対象化学物質以外の物質の使用への転換、対象化学物質の使用の抑制に努めるものとする。

(2) 対象事業場等の定期点検の実施等

新設

- ・ 対象事業場、貯油施設等の設置者は、対象化学物質の貯蔵施設、貯油施設等の定期的な点検・整備を行うよう努めるものとする。

(3) 水質事故の状況の公表

新設

- ・ 知事は、対象化学物質、油等の流出その他の事故が発生し、これらを含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、健康被害等が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その事故の状況を公表するものとする。

(4) 硝酸性窒素等汚染対策の推進 新設

- ・ 県は、事業者、県民、市町村と連携・協働して、硝酸性窒素等の地下への過剰な浸透の抑制に取り組むものとする。
- ・ 県は、硝酸性窒素等による地下水の汚染が広域的に生じている地域があるときは、事業者等と連携・協働して調査を実施し、硝酸性窒素等の濃度の低減に関する目標及び計画を策定し、その実現を図るものとする。

第3章 地下水の水量の保全

(1) 地下水の適正な採取

① 「重点地域」の指定 新設

- ・ 知事は、現行条例における指定地域^(注1)の中で、特に地下水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を「重点地域」^(注2)として指定する。

(注1) 指定地域として、熊本周辺地域、八代地域、玉名有明地域、天草地域の4地域を指定しています。

(注2) 重点地域としては、熊本地域(熊本市、菊池市(旧泗水町・旧旭志村の範囲)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)を想定しています。

② 地下水採取の許可制の導入 新設

- ・ 「重点地域」において、揚水機の吐出口の断面積が 19 cm^2 (直径約5cm)を超える揚水設備により地下水を採取する者は、知事の許可を受けなければならないこととする。
- ・ 重点地域以外の地域において、揚水機の吐出口の断面積が 125 cm^2 (直径約12.8cm)を超える揚水設備により地下水を採取する者は、知事の許可を受けなければならないこととする。
(ただし、上記のいずれの場合でも、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合を除く。)

●条例改正による地下水採取の規制

【全県域】

<重点地域>	吐出口の断面積	
	6 cm ² 超～19 cm ² 以下	: 届出
	《新》19 cm ² 超(大規模採取)	: 許可
	《新》19 cm ² 超の自噴井戸	: 届出

<指定地域>	6 cm ² 超～125 cm ² 以下	: 届出
	《新》125 cm ² 超(特大規模採取)	: 許可

<その他地域>	50 cm ² 超～125 cm ² 以下	: 届出
	《新》125 cm ² 超(特大規模採取)	: 許可

- ・ 許可の基準として、次のいずれかに該当する場合を除き許可しなければならないこととする。

- 1) 申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき
- 2) 地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき
- 3) 申請者が本条例の水量保全に関する規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき
- 4) 申請者が地下水採取の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
- 5) 申請者が法人である場合において、その役員が3)、4)のいずれかに該当する者であるとき

③ 地下水採取の届出制の見直し 追記

- ・ 揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 （直径約8cm）（重点地域・指定地域は 6 cm^2 （直径約2.8cm））を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者については、採取予定日の30日前（現行条例は7日前）までに知事に届け出なければならないこととする。
- ・ 重点地域においては吐出口の断面積が 19 cm^2 を超える「自噴井戸」により地下水を採取しようとする者も知事に届け出なければならないこととする。

④ 経過措置 追加・新設

- ・ 重点地域の指定の際、当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が 19 cm^2 を超える揚水設備により地下水を採取している者は、重点地域指定の日から起算して3年間は、許可を受けずに引き続き地下水を採取することができることとする。
- ・ 重点地域の指定の際、当該地域内において吐出口の断面積が 19 cm^2 を超える自噴井戸により地下水を採取している者は、重点地域指定の日から起算して60日以内に届出を行わなければならないこととする。

⑤ 水量測定器の設置等 追記

- ・ 現行条例では、揚水機の吐出口の断面積が 50 cm^2 を超える揚水設備による地下水採取者に水量測定器の設置を義務付けている。これに加えて、重点地域においては 19 cm^2 を超える揚水設備による地下水採取者に設置を義務付ける。
- ・ 知事は、正当な理由なく水量測定器を設置しない者に対し、水量測定器を設置するよう勧告、命令ができることとする。

⑥ 地下水に代わる水源の確保の要請 新設

- ・ 知事は、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、地下水を採取する者又は採取しようとする者に対し、地下水に代えて他の水源を確

保するよう要請することができることとする。

⑦ 許可の取消等 **新設**

- ・ 知事は、次に掲げる場合には、許可を取り消すことができることとする。
 - 1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - 2) 許可の基準に適合しなくなったとき。
 - 3) 本条例の水量保全に関する規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
 - 4) 許可の条件に違反したとき。
- ・ 知事は、許可の基準に適合しなくなったとき又は許可の条件に違反したときは、許可を受けた者に対して、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

⑧ 緊急時の措置 **新設**

- ・ 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域における採取者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとする。

(2) 地下水の合理的な使用

① 地下水使用合理化指針 **新設**

- ・ 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）を策定することとする。

② 地下水使用合理化計画等 **新設・追加**

- ・ 許可対象者に地下水の合理的な使用に関する計画（地下水使用合理化計画）の作成、知事への提出及び実施状況の報告を義務付ける。
- ・ 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができることとする。

③ 地下水の合理的な使用に関する勧告等 **新設**

- ・ 知事は、許可対象者が講じる地下水の合理的な使用に関する措置が地下水使用合理化指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、地下水の合理的な使用に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。
- ・ 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとする。

④ 地下水の合理的な使用に関する啓発等 **新設**

- ・ 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の普及に努める。
- ・ 事業者及び県民は、建築物の建築時に、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努める。

(3) 地下水の涵養

① 地下水涵養指針 **追加**

- ・ 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）を策定することとする。

② 地下水涵養計画等 **新設**

- ・ 許可対象者に、地下水の涵養に関する計画（地下水涵養計画）の作成、知事への提出及び実施状況の報告を義務付ける。
- ・ 知事は、地下水の涵養の促進のために必要があると認めるときは、地下水涵養計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

③ 地下水涵養に関する勧告等 **新設**

- ・ 知事は、許可対象者が講じる地下水の涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。
- ・ 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができることとする。
- ・ 知事は、公表をされた後、なお、正当な理由がなく勧告に従わない者に、期限を定めて勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができることとする。

④ 開発行為に伴う地下水涵養への配慮 **新設**

- ・ 重点地域において5ヘクタール以上の大規模開発行為を行う者は、水利用に関する計画、地下水涵養に関する計画を知事に提出しなければならないこととする。
- ・ 知事は、開発行為者に対し、水利用に関する計画等について地下水保全の観点から意見を述べるることができることとする。

⑤ 市町村等との協働による調査研究等 **新設**

- ・ 県は、重点地域において、市町村等と連携・協働して、地下水涵養に係る調査研究の推進、涵養域の保全、涵養量の確保に努めるものとする。

第4章 雑 則

市町村条例との関係等 新設

- ・ 県内市町村の条例の規定により、本条例の目的の全部又は一部を達成できる場合、当該市町村について本条例の全部又は一部の規定を適用除外できることとする。
- ・ 知事は、地下水の保全上必要があると認めるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができることとする。

第5章 罰 則

措置命令や許可制の導入等に伴う罰則の追加 新設・追加

- ①無許可での地下水採取、水量保全に関する措置命令違反
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ②地下水涵養の実施に係る措置命令違反、水量測定器未設置に係る措置命令違反
⇒50万円以下の罰金
- ③対象化学物質を使用する事業場における井戸水等の自主検査の未記録・虚偽記録・記録未保存
⇒20万円以下の罰金
- ④地下水使用合理化計画・地下水涵養計画の未提出・虚偽記載、実施状況の未報告・虚偽報告
⇒3万円以下の罰金 等

附 則

- ① 施行期日
 - ・ 平成24年4月1日から施行。ただし、地下水採取の許可制度等に関する規定は平成24年10月1日から施行。
- ② 準備行為
 - ・ 重点地域の指定手続き等を条例施行前に行うことができることとする。
- ③ 地下水採取の届出に係る経過措置
 - ・ この条例の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例の規定により知事に届出をしている者は、改正後の同条例の規定により知事に届出をしたものとみなす。
- ④ 特に大規模な地下水採取に係る経過措置
 - ・ 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125cm²を超える揚水設備により地下水を採取している者は、この条例の施行の日から起算して3年間は、許可を受けずに引き続き地下水を採取することができることとする。
- ⑤ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正
 - ・ 許可申請の受付等に関する事務を指定地域内の市町村に移譲